

(3) 授産施設

ア 身体障害者通所授産施設	4,537百万円	→	4,907百万円
イ 知的障害者授産施設（通所）	26,740百万円	→	29,426百万円
ウ 精神障害者（入所・通所）授産施設	2,218百万円	→	3,080百万円
エ 通所授産施設における障害種別を超えた相互利用の促進 （身体障害者、知的障害者、精神障害者）			

(4) 福祉工場

精神障害者福祉工場	290百万円	→	327百万円
-----------	--------	---	--------

(5) 小規模作業所に対する助成（在宅重度障害者通所援護事業費等）	2,855百万円	→	3,064百万円
	2,595か所	→	2,785か所

2. 地域における障害児療育システムの構築と総合的な支援体制の整備

(1) 障害児通園（デイサービス）事業	2,478百万円	→	2,813百万円
(2) 重症心身障害児（者）通園事業	1,253百万円	→	1,632百万円
(3) 生活等支援事業			
ア 市町村障害者生活支援事業	1,075百万円	→	1,383百万円
イ 障害児（者）地域療育等支援事業	1,789百万円	→	2,594百万円
ウ 精神障害者地域生活支援センター	1,001百万円	→	1,764百万円

3. 精神障害者の保健医療福祉施策の充実

(1) 精神障害者社会適応訓練事業 （通院患者リハビリテーション事業）	763百万円	→	802百万円
--	--------	---	--------

(2) 精神障害者生活訓練施設（援護寮） 3,123百万円 → 4,157百万円

(3) 精神科デイ・ケア施設の整備

736か所 → 815か所

4 介護等のサービスの充実

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業費 13,714百万円 → 17,730百万円

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）の増員
- ・知的障害者について、本人支援の観点を含めた事業に拡充
- ・訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修事業の実施

(2) 精神障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）事業の充実

ア 精神障害者訪問介護（ホームヘルプサービス）試行的事業 86百万円 → 111百万円

- ・実施か所の増 47か所 → 59か所

①イ 精神障害者訪問介護員（ホームヘルパー）研修試行的事業 8百万円

(3) 短期入所（ショートステイ）事業費 2,381百万円 → 3,079百万円

- ・日中預かりの導入（障害児・知的障害者）

(4) 日帰り介護（デイサービス）事業

ア 身体障害者日帰り介護（デイサービス）事業費 5,342百万円 → 6,477百万円

- ・事業費補助方式の導入
- ①・訪問入浴サービスの導入

イ 在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業費 854百万円 → 1,046百万円

- ・身体障害者日帰り介護（デイサービス）を利用する場合の
利用単価の設定

(5) 身体障害者療護施設 43,090百万円 → 45,054百万円

ア 身体障害者療護施設通所型における定員の拡大

300人 → 400人

イ 身体障害者療護施設通所型を併設できる施設の拡大

- ・ 重度身体障害者更生援護施設
- ・ 重度身体障害者授産施設

ウ 身体障害者療護施設における特別介護経費加算

(筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 加算)

134人 → 221人

エ 筋萎縮性側索硬化症 (ALS) を受け入れる身体障害者療護施設の
受入体制の充実

○ 職員の加算

- ・ 神経内科医 (嘱託) 98か所 → 149か所
- ・ 非常勤看護婦 36か所 → 72か所

(6) 知的障害者更生施設

124,741万円 → 128,289万円

【施設整備等関係共通】

○ 社会福祉施設及び社会復帰施設の施設整備費等

(社会福祉施設整備費・設備費, 保健衛生施設整備費・設備費へ一括計上)

- ・ 身体障害者療護施設の居室の改善

(個室化の促進) 定員の2割までの加算 → 定員の3割までの加算

5 社会参加の推進

○ 市町村障害者社会参加促進事業

1,856万円 → 2,056万円

・ メニュー事業

ア 実施か所数 330か所 → 370か所

イ 1か所当たり事業費 15,000千円

II 障害者プラン関係以外の施策

精神保健福祉法改正の趣旨を踏まえ、精神障害者の適正な医療及び保護の確保等を図るとともに、身体障害者福祉審議会等の意見具申の趣旨を踏まえ、障害者の自立と社会参加を推進するための施策の充実を図る。また、労働省における障害者雇用施策との緊密な連携を図り、生活支援から一般雇用まで連続性のある施策を展開する。

〔企画課〕

- ① 知的障害児（者）基礎調査 116百万円
- 障害者ケアマネジメント体制整備推進事業 536百万円 → 623百万円
47か所 → 59か所
- 手当等の給付 106,357百万円 → 110,949百万円
- (1) 特別児童扶養手当 70,882百万円 → 75,066百万円
- ・物価スライドの特例
(平成11年の消費者物価指数の下落が見込まれるが、平成12年度の手当額は前年度と同額とする。)
 - 1級（月額） 51,550円
 - 2級（月額） 34,330円
- (2) 特別障害者手当等 35,475百万円 → 35,883百万円
- ・物価スライドの特例
(平成11年の消費者物価指数の下落が見込まれるが、平成12年度の手当額は前年度と同額とする。)
 - 特別障害者手当（月額） 26,860円
 - 障害児福祉手当（月額） 14,610円
 - 福祉手当（退職分）（月額） 14,610円
 - ・所得制限限度額の引き上げ
本人（2人世帯：年収） 540.0万円 → 550.4万円
- 厚生科学研究費（厚生科学課に一括計上）
- ・障害保健福祉総合研究経費 381百万円 → 382百万円
 - ・感覚器障害及び免疫・アレルギー等研究経費 577百万円 → 578百万円
(感覚器障害分)

〔社会参加推進室〕

1 社会参加の推進

- | | |
|--|---------------------|
| ⑧ (1) 障害者生活訓練・コミュニケーション支援等事業 | 611百万円 |
| <p>地域で自立した生活をするうえで欠かすことのできない生活訓練、コミュニケーション手段の確保及び移動を支援するための事業の実施
 (「障害者の明るいくらし」促進事業から移し替え)</p> | |
| ア 1県当たり事業費 | 19,900千円 |
| イ 事業の充実等 | |
| (7) 盲導犬育成事業、手話通訳派遣事業の増 | |
| ⑨ (1) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣試行事業の実施 | |
| (2) 「障害者の明るいくらし」促進事業 | 1,857百万円 → 1,364百万円 |
| ア 基本事業 | |
| ・ 1県当たり事業費 | 45,100千円 |
| イ 全国障害者スポーツ大会開催事業費 | |
| ウ 障害保健福祉圏域計画推進事業 | |
| (3) 中央障害者社会参加推進センター運営事業 | 29百万円 → 29百万円 |
| (4) 身体障害者自立支援事業 | 378百万円 → 379百万円 |
| | 33か所 |
| (5) 障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業 | 115百万円 → 115百万円 |
| | 23か所 |
| (6) 障害者スポーツの振興 | 43百万円 → 64百万円 |
| ⑩ ・日本パラリンピック委員会設置等に伴う体制強化 | |
| (7) 身体障害者福祉促進事業委託費 | 672百万円 → 678百万円 |
| (8) 国連・障害者の十年記念施設「障害者国際交流センター(仮称)」の整備 | 1,295百万円 → 3,516百万円 |
| ・ 3年計画の最終年次 | |

(9) 補装具の給付（身体障害者・身体障害児） 14,657百万円 → 15,744百万円

2 労働省との連携施策 25百万円

⑨○ 情報機器の活用による重度障害者の社会参加・就労支援連携試行的事業の実施（市町村障害者社会参加促進事業の活用）

〔国立施設管理室〕

○ 国立更生援護施設の整備・運営の充実 10,148百万円 → 10,203百万円

〔障害福祉課〕

1 在宅福祉施策等の充実

(1) 日常生活用具給付等事業 ー 百万円 → 2,479百万円
⑨・住宅改修費の助成 (老人保健福祉局から組み替え)

(2) 身体障害者訪問診査 115百万円 → 121百万円
・訪問診査の対象人員の増
(7) 医師、看護婦による訪問
18,350人 → 19,570人

(4) PT等による訪問
3,670人 → 3,920人

(3) 知的障害者生活支援事業等 284百万円 → 395百万円
ア 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）
63か所 → 103か所

イ 知的障害者福祉ホーム
87か所 → 87か所

2 施設福祉の充実 136,483百万円 → 136,618百万円

⑨ (1) 授産活動活性化特別対策事業

(2) 福祉職俸給表への対応、一般生活費等の改善

3 労働省との連携施策

- | | | |
|---|---------|-------|
| ⑨(1) 情報機器の活用による重度障害者の社会参加・就労支援連携試行的事業の実施（身体障害者日帰り介護（デ・イ・ヒ・ス）事業の活用） | | 13百万円 |
| (2) 知的障害者の生活支援と就業支援を総合的に行う「障害者就業・生活支援センター（仮称）」設置に向けた試行的事業（知的障害者生活支援事業の再掲） | 21百万円 → | 32百万円 |

〔精神保健福祉課〕

1 地域精神保健福祉施策の充実

- | | | |
|---|--|-------|
| ⑨(1) 精神保健福祉担当職員等特別研修事業
*平成14年度から在宅福祉サービスに関する事務を行う市町村職員等に対する研修の実施 | | 64百万円 |
|---|--|-------|

- | | | |
|--------------------------------------|----------|--------|
| (2) 精神保健福祉センター特定相談等事業
54か所 → 56か所 | 109百万円 → | 113百万円 |
|--------------------------------------|----------|--------|

- | | | |
|-----------------------|---------|-------|
| (3) 精神障害者社会復帰促進センター事業 | 30百万円 → | 31百万円 |
|-----------------------|---------|-------|

- | | | |
|-----------------|--------|------|
| (4) 精神障害者手帳交付事業 | 8百万円 → | 9百万円 |
|-----------------|--------|------|

- | | | |
|------------------|------------|----------|
| 2 精神障害者社会復帰施設の充実 | 6,856百万円 → | 9,606百万円 |
|------------------|------------|----------|

○ 運営費の補助基準額の引き上げ

- ・ 職員配置の増（指導員、事務員等）
- ・ 福祉職俸給表への対応、民間施設給与改善費等

- | | | |
|-------------------|---------|-------|
| 3 長期在院患者の療養体制整備事業 | 23百万円 → | 71百万円 |
|-------------------|---------|-------|

- ・ 療養体制を確保するための医療・福祉的ケア施設
5か所 → 10か所

4 より良い精神医療の確保

- | | | |
|----------------|-------------|-----------|
| (1) 精神医療費の公費負担 | 40,128百万円 → | 42,866百万円 |
|----------------|-------------|-----------|

- | | | |
|--|----------|----------|
| (2) 精神科救急医療システム整備事業
ア 実施か所数の増 35か所 → 47か所 | 473百万円 → | 1,204百万円 |
|--|----------|----------|

- | | | |
|------------|--|--|
| ⑨イ 移送事業の創設 | | |
|------------|--|--|

- | | |
|---|---------------------|
| (3) 精神障害者身体合併症治療体制整備試行的事業
4か所 | 17百万円 → 17百万円 |
| ⑨ (4) 精神障害者通院医療対策費
*在宅精神障害者数の増加等に鑑み、今後の通院医療及び
通院公費負担制度のあり方を再検討 | 4百万円 |
| 5 老人性痴呆疾患センター運営費
134か所 → 137か所 | 311百万円 → 325百万円 |
| 6 更生医療・育成医療の給付 | 7,552百万円 → 7,566百万円 |
| 7 労働省との連携施策
精神障害者の生活支援と就業支援を総合的に行う「障害者就業
・生活支援センター（仮称）」設置に向けた試行的事業
（精神障害者地域生活支援センター運営費の再掲） | 3百万円 → 19百万円 |

III 平成12年度税制改正（障害者関係）

- 精神障害者地域生活支援センターの法定化に伴う税制上の所要の措置
（固定資産税、都市計画税、不動産取得税、特別土地保有税）

精神障害者地域生活支援センターに係る非課税措置を創設

(参考1)

○ 障害者プランの推進

整備目標設定事項	11年度予算	11年度補正後	12年度予算	14年度整備量
グループホーム	10,365人分	10,365人分	(+ 2,088人分) 12,453人分	15,860人分
(知的障害者)	6,724人分	6,724人分	(+ 1,356人分) 8,080人分	10,800人分
(精神障害者)	3,641人分	3,641人分	(+ 732人分) 4,373人分	5,060人分
福祉ホーム	2,472人分	2,792人分	(+ 550人分) 3,342人分	4,200人分
(身体障害者)	812人分	852人分	(+ 160人分) 1,012人分	1,200人分
(精神障害者)	1,660人分	1,940人分	(+ 390人分) 2,330人分	3,000人分
計	12,837人分	13,157人分	(+ 2,638人分) 15,795人分	20,060人分
授産施設	57,351人分	58,407人分	(+ 3,213人分) 61,620人分	65,800人分
(身体障害者(通所))	7,833人分	8,098人分	(+ 1,063人分) 9,161人分	10,000人分
(知的障害者(通所))	44,238人分	44,379人分	(+ 1,060人分) 45,439人分	46,800人分
(精神障害者(入所・通所))	5,280人分	5,930人分	(+ 1,090人分) 7,020人分	9,000人分
精神障害者福祉工場	810人分	990人分	(+ 300人分) 1,290人分	1,770人分
計	58,161人分	59,397人分	(+ 3,513人分) 62,910人分	67,570人分
障害児通園(デイケア)事業	502か所	502か所	(+ 50か所) 552か所	1,002か所
重症心身障害児(者)通園事業	121か所	123か所	(+ 38か所) 161か所	236か所
計	623か所	625か所	(+ 88か所) 713か所	1,238か所
精神障害者社会適応訓練事業	4,546人分	4,546人分	(+ 240人分) 4,786人分	5,280人分
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	4,020人分	4,060人分	(+ 620人分) 4,680人分	6,000人分
市町村障害者生活支援事業	160か所	160か所	(+ 40か所) 200か所	690か所
障害児(者)地域療育等支援事業	320か所	320か所	(+ 100か所) 420か所	690か所
精神障害者地域生活支援センター	145か所	145か所	(+ 50か所) 195か所	650か所
訪問介護(ホームヘルパー)	32,800人	32,800人	(+ 4,400人) 37,200人	45,300人
短期入所(ショートステイ)	3,155人分	3,270人分	(+ 547人分) 3,817人分	4,650人分
日帰り介護(デイサービス)	817か所	823か所	(+ 28か所) 851か所	1,010か所
身体障害者療護施設	22,086人分	22,086人分	(+ 1,300人分) 23,386人分	25,000人分
知的障害者更生施設	92,258人分	92,258人分	(+ 1,351人分) 93,609人分	95,600人分

(参考2)

介護保険法施行に伴う障害者施策の対応について

介護保険法案採決の際の附帯決議を踏まえ、介護保険サービスと遜色のないものとなるよう施策の充実を図るとともに、障害者施策から介護保険への円滑な移行を図る。

1. 居宅介護等事業

(1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業

全身性障害者、視覚障害者及び聴覚障害者等については、社会生活の継続性を確保する観点から、介護保険に移行しても、サービスの低下をきたさないよう、必要量を確保する。

(2) 訪問介護員養成研修事業

障害児・者に対する訪問介護員（ホームヘルパー）の人材確保を図るため、養成研修事業を実施する。

2. 短期入所（ショートステイ）事業

身体障害者が介護保険の指定を受けた短期入所（ショートステイ）施設を利用できるように、利用単価の設定を行う。

3. 日帰り介護（デイサービス）事業

(1) 身体障害者が介護保険の指定を受けた日帰り介護（デイサービス）施設を利用できるように、利用単価の設定を行う。

(2) 介護保険と同様、訪問入浴サービスを導入する。

4. 日常生活用具給付等事業

介護保険と同様、住宅改修費の助成を行う。

〔参考〕

○介護保険法の円滑な実施のための特別対策

・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

低所得世帯で、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等について、介護保険の利用者負担を3%に軽減する。

事務連絡
平成11年10月27日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生省大臣官房障害保健福祉部
企画課・障害福祉課

介護保険制度と障害者施策との適用関係等について

介護保険法（平成9年法律第123号）については、平成12年4月1日より施行されることとなっているが、介護保険制度と障害者施策（身体障害者施策及び知的障害者施策をいう。以下同じ。）の関係や身体障害者及び知的障害者（以下「障害者」という。）への適用等については、現時点での考え方は次のとおりであるので、御了知の上、管下市町村等関係方面への周知方や関係事業者等に対する指導等、必要な準備を進めていただくよう、御配慮願いたい。

なお、上記取扱いの詳細に関しては、平成12年度予算編成過程において所要の検討を経た上で、介護保険法施行後の障害者施策における取扱いについて、おって、正式の通知を発出する予定であるのでご了知願いたい。

1. 介護保険制度と障害者施策との適用関係の基本的な考え方について

(1) 介護保険制度と障害者施策との適用関係については、障害者についても、40歳以上の者は、原則として介護保険の被保険者となる。

ただし、次の①～⑥の施設に入所又は入院している者については、当該施設から介護保険におけるサービスに相当する介護サービスが提供されていること、当該施設に長期に継続して入所又は入院している実態があること等の理由から、介護保険法施行法第11条及び介護保険法施行規則第170条の規定により、当分の間、介護保険の被保険者と

はならないこととされている。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第30条に規定する身体障害者療護施設
- ② 児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第43条の 4 に規定する重症心身障害児施設
- ③ 児童福祉法第27条第 2 項の厚生大臣が指定する国立療養所等（重症心身障害児（者）病棟又は進行性筋萎縮症児（者）病棟）
- ④ 心身障害者福祉協会法（昭和45年法律第44号）第17条第 1 項第 1 号に規定する福祉施設
- ⑤ 国立及び国立以外のハンセン病療養所
- ⑥ 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第38条第 1 項第 1 号に規定する救護施設

(2) 65歳以上の障害者が要介護又は要支援状態となった場合（40歳以上65歳未満の者の場合は、その要介護又は要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身上の変化に起因する特定疾病によって生じた場合。以下「特定疾病による場合」という。）には、要介護又は要支援認定を受け、介護保険から介護保険法に定める保険給付を受けることができる。その際、障害者施策と介護保険とで共通するサービス（以下「在宅介護サービス」という。）については、介護保険から保険給付を受けることとなるので、支給された介護給付と重複する障害者施策で実施されている在宅介護サービスについては、原則として提供することを要しない。また、障害者に対する在宅介護サービスの適切な提供を行う上で、当該障害者の要介護状態等の把握を行うことが必要となるので、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者が、在宅介護サービスを利用しようとする場合は、介護保険法に基づく要介護等認定申請を行うよう、適切な情報提供を行うとともに、貴管下市町村に対する周知方に努められたい。

なお、事業者が介護保険の保険給付として在宅介護サービスの提供を行うためには、「指定居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第33号。以下「居宅サービス基準」という。）の要件を満たし、指定居宅サービス事業の指定等を受けることが必要であるので、念のため、申し添える。

(3) 一方、障害者施策で実施されている在宅サービスのうち、ガイドヘルプサービスや各種の社会参加促進事業など介護保険の保険給付にはないサービスについては、引き続き障害者施策から提供される。

なお、これらの障害者施策で実施されている在宅サービスについては、介護保険制度における居宅介護サービス費区分支給限度額の対象となる居宅介護サービスとならないので念のため申し添える。

(4) 施設サービスについては、介護保険施設と障害者施設とでは、それぞれ目的、機能が異なっており、これらに照らして、障害者施設への入所（通所を含む。）が必要であると認められる場合には、介護保険法に定める保険給付を受けることができる場合であっても、障害者施設への入所（通所を含む。）が認められる。

2. 在宅サービスについて

介護保険制度と障害者施策の適用関係等の概要については1. に示したところであるが、在宅サービスの種類ごとの介護保険制度との適用関係等は、以下のとおりである。

(1) ホームヘルプサービス（訪問介護）

① 適用・給付関係について

ホームヘルプサービスについては、原則として介護保険と共通するサービスであるので、65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者が要介護又は要支援の状態となった場合は、要介護等認定を受け、介護保険の保険給付としてサービスを受けることとなる。

ただし、ガイドヘルプサービスについては、介護保険の保険給付にはないサービスなので、1. (3)において述べたとおり、引き続き障害者施策から受けることとなる。

なお、ホームヘルプサービスにおいては、介護保険法の保険給付に比べてより濃密なサービスが必要であると認められる重度の脳性まひ者や脊髄損傷者などの全身性障害者や、コミュニケーション援